**平成２８年（フ）第４９号**
仙台市宮城野区中野２丁目18番地の１　アルザスⅠ
破産者　木村小百合
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第１０７号**
仙台市若林区新寺４丁目６番18号　シティハイツ新寺303
破産者　伊藤　充昭
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第１６７号**
仙台市若林区連坊１丁目２番33―313号
破産者　桂島　　潤
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第１７７号**
仙台市宮城野区中野１丁目18番地の１　ｃａｓａケアルラ102、従前の住所千葉市稲毛区山王町12番地26　シティハイム　ル・ソレイユＢ102号
破産者　佐藤　淳一
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第６６号**
宮城県大崎市古川若葉町２丁目５番６－６号古川若葉町住宅95号
破産者　石塚　富夫
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２７年（フ）第２８号**
秋田県鹿角市八幡平字新山32番地３
破産者　佐藤幸太郎
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

**平成２７年（フ）第１９６号**
山形市花楯２丁目２番29号、前住所仙台市太白区西の平１丁目14番７号　サトウアパートＢ202
破産者　遊佐　千絵
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１号**
山形市桧町３丁目11番15―203号　雇用促進住宅１
破産者　後藤　　篤
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２４号**
山形市蔵王成沢187番地23
破産者　山形住宅こと　遠藤　浩史
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第５４号**
福島県いわき市小名浜諏訪町25―７　レオネクストリュミエール202、住民票上の住所千葉県香取市小見川5715番地３　メゾンドカネダ305号
破産者　中川　範彦
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

**平成２７年（フ）第１３１号**
群馬県太田市大原町421番地３
破産者　岡田　貴子
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

**平成２８年（フ）第１４４号**
相模原市中央区南橋本２丁目５番21号　マイキャッスル南橋本307号室
破産者　長谷川　浩
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２８年（フ）第４３号**
富山市下堀66番地30　ＴＯＡマンション206号、前住所富山市本郷町258番地16
破産者　横田　貴代
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１０３号**
富山県射水市南太閤山６丁目65番地
破産者　向田　忠久
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２８年（フ）第１９号**
富山県高岡市赤祖父164番地１　ヴィベールＪ101号
破産者　矢野　茂幸
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２８年（フ）第２０号**
富山県高岡市赤祖父164番地１　ヴィベールＪ101号
破産者　矢野　良子
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２８年（フ）第２６号**
富山県南砺市宗守723番地
破産者　向井　　優
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２７年（フ）第１２１７号**
名古屋市守山区東山町10番10号　ソフィア東山206号、開始決定時の住所愛知県春日井市高蔵寺町北２丁目139番地　レオパレスＷｅ102号
破産者　外山　章浩
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部